

大分類C—漁業及び水産養殖業

総 説

漁業における事業所は、漁場の位置、漁船、漁法及び漁獲物の種類によつて分類される。水産養殖業における事業所は養殖を行う場所、養殖の方法、養殖の対象によつて分類される。

同一事業所が細分類項目の二以上の水産活動を兼営するときは、原則として漁獲物或いは養殖生産物の販売額による。これにより得ない場合は、上記諸要素及び労働力の観点から比較して重要度の最も高いものにより分類される。

中分類 08—漁業

総 説

この中分類は、営利の目的で海面及び内水面において自然繁殖している（蒔付、放苗、投石、耕耘等所謂増殖によつて繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する漁業を営む事業所をいう。

小分類 細分類
番号 番号

081 捕鯨業

鯨類を捕獲する漁業をいう。

0811 母船式捕鯨業

鯨体処理設備を有する母船およびその附属船をもつて行う漁業をいう。

○母船式捕鯨業

0812 近海捕鯨業

母船式捕鯨業を除き鯨類を捕獲する漁業をいう。

○捕鯨業

082 一般海面漁業

捕鯨業を除き海面において水産動植物の採捕を事業として営む漁業をいう。

0821 底曳網漁業

底曳網漁具を曳航して行う漁業をいう。網具を曳航する漁船の航走は、機械力、漕航、帆走或いは潮流の何れによるを問わない。

○汽船トロール漁業；以西機船底曳網漁業；中型及び小型機船底曳網漁業；手縄網漁業；打瀬網漁業；桁網漁業；浮曳網漁業

0822 旋網漁業

旋網漁具を使用して行う漁業をいう。

○アメリカ式巾着網漁業；いわし揚縄（巾着）網漁業；あじ、さば揚縄（巾着）網漁業；いわし縫切網漁業；揚縄網漁業；巾着網漁業；旋網漁業

0823 敷網漁業

敷網漁具を使用して行う漁業をいう。

○さんま棒受網漁業；あじ、さば棒受網漁業；四艘張漁業；敷網類漁業

0824 刺網漁業

刺網漁具を使用して行う漁業をいう。

○いわし（流）刺網漁業；にしん（流）刺網漁業；たら（流）刺網漁業；かに

中分類08—漁業

(流) 刺網漁業; 母船式かに (流) 刺網漁業; 刺網漁業; 流し網漁業

0825 釣, 延縄漁業

釣漁具或いは延縄漁具を使用して行う漁業をいう。

○かつお一本釣漁業; いか一本釣漁業; あじ, さば一本釣漁業; 一本釣漁業;
手釣漁業; 文鎮漕漁業; まぐろ延縄漁業; たら延縄漁業; たい延縄漁業; 母船
かつお, まぐろ漁業; 掛縄漁業; 配縄漁業; 延縄漁業

0826 定置網漁業

定置網漁具を使用して行う漁業をいう。

○にしん定置網漁業; ぶり, まぐろ落網漁業; 台網漁業; 落網漁業; 栎網漁業

0827 地曳, 船曳網漁業

地曳網漁具, 或いは船曳網漁具を使用して行う漁業をいう。

○地曳網漁業; 船曳網漁業

0828 採貝, 採藻業

貝桁漁業, 潜水器漁業によるものを除き, 各種の方法で貝藻類を採取する漁業をいう。

○真珠採取業; あさり採取業; はまぐり採取業; かき採取業; あわび採取業;
さざえ採取業; うに採取業; 採介業; 昆布採取業; わかめ採取業; 天草採取
業; のり採取業; 採藻業; あまによる採貝, 採藻業

0829 その他の海面漁業

他に分類されない海面において水産動植物の採捕をする漁業をいう。

○海鰻漁業; 突棒漁業; たこつぼ漁業; なまこ採取業; さんご採取業; 海綿採
取業; 潜水器漁業; つぼ漁業; 瓢漁業; 筒漁業; 猪漁業; 鉢突漁業; 魚突漁
業; 簸巻漁業

083 内水面漁業

0831 内水面漁業

河川, 湖沼等, 淡水において自然繁殖している(薄付, 放苗, 投石, 耕耘等
いわゆる増殖によつて繁殖しているものを含む)水産動植物を採捕する漁業を
いう。

○河川漁業; 湖沼漁業; 鶲飼網業; 肥料用藻類採取業; 溪池漁業; やめ漁業;
えり漁業; 曳漁漁業(内水面漁業のもの); 旋網漁業(内水面漁業のもの); 敷
網漁業(内水面漁業のもの); 掩網漁業(内水面漁業のもの); 打網漁業(内水
面漁業のもの); 魚釣業(内水面漁業のもの); 延縄漁業(内水面漁業のもの)

中分類 09—水産養殖業

総 説

この中分類は、海面または、内水面において営利の目的で人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成等により集約的に生産する事業所をいう。

小分類 細分類
番号 番号

091 浅海養殖業

浅海養殖業とは、浅海において行う養殖業で、養魚、垂下養殖、浜建等による養殖業をいう。

0911 真珠養殖業

真珠稚貝を養殖し、或いは真珠母貝に真珠核挿入の手術を施し、真珠を養殖する漁業をいう。

○真珠養殖業

0912 カキ養殖業

垂下式、簡易垂下式及び浜建等によるかき養殖業をいう。

○かき養殖業；かき浜建養殖業

0913 ノリ養殖業

のり養殖を行う事業所をいう。

○のり養殖業

0919 その他の浅海養殖業

他に分類されない浅海において水産動植物を養殖する漁業をいう。

○いせえび養殖業；くるまえび養殖業；かに養殖業；蕃養業

092 内水面養殖業

0921 内水面養殖業

内水面において行う養殖業で、池中養殖、溜池養殖、水田養魚を行うものを行う。

○こい養殖業；ふな養殖業；うなぎ養殖業；ます養殖業；きんぎよ養殖業；すつぽん養殖業；食用蛙養殖業；水田養魚業；内水面蕃養業；どじよう養殖業；ぼら養殖業